

# 広報すぎなみ

# Suginami

支えあい共につくる  
安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並

7/1  
令和2年(2020年)  
No.2281

新型コロナウイルスに関する  
最新情報はこちらで  
ご確認ください

区では、区ホームページやツイッター  
で、随時情報をお伝えしています。



新型コロナウイルス  
感染症情報  
(区ホームページ)



杉並区公式ツイッター  
(地震・水防情報等)  
@suginami\_tokyo

## 新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算を編成

# 杉並区の文化・芸術活動を支援します

杉並区は、古くから文化薫るまちとして知られ、杉並芸術会館(座・高円寺)や杉並公会堂等の公共施設のほか、劇場、ホール、ギャラリー、ライブハウスなど多くの民間施設を拠点として、文化・芸術活動が盛んに行われてきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大とともに、活動の場は休業を余儀なくされ、危機的な状況にあります。そこで、文化・芸術活動を守り、区民の皆さんがその活動から元気をもたらえるよう、「すぎなみアート応援事業」を立ち上げました。

その他、区内中小事業者支援や、ひとり親世帯・就学援助認定者への支援、震災救援所等におけるテント型プライベートルームの配備など、区民生活に密接に関わる新型コロナウイルス感染症対策を実施するため、18億1488万2000円の補正予算を編成しました。

## すぎなみアート応援事業

- 文化・芸術発信の場継続給付金 ..... 3800万円
- 新しい芸術鑑賞様式助成金 ..... 1億8000万円
- 日本フィルハーモニー交響楽団への活動助成  
..... 1320万円

区民が安心して芸術鑑賞できる機会を確保するため、杉並区の文化・芸術活動を「場を守る取り組み」と「活動を守る取り組み」の両面から一体的に支援します(下表のとおり)。

活動を守る取り組みの一環として、区と25年以上の友好提携関係にある日本フィルハーモニー交響楽団が、感染症対策を講じて行うコンサート実施費用の一部を区が負担します。

図文化・交流課文化振興担当

### 場を守る取り組み (劇場やホール等の運営者向け)



#### 杉並区文化・芸術発信の場継続給付金

感染症収束後も文化施設の営業を継続できるよう、国の持続化給付金を受けた施設の運営事業者に対し、給付金を上乗せして支給します。

区内で文化施設の運営をしており、国の持続化給付金の給付を受けた個人または法人

▶対象施設例=劇場、ホール、ギャラリー、ライブハウス、映画館、能楽堂等

※対象外施設例=公演や展示が主たる目的ではない施設(音楽スタジオ、音楽教室、ダンススタジオ、カフェギャラリー、民芸・工芸店、雑貨店等)。

一施設当たり個人20万円。法人40万円  
100施設程度(定員に達し次第終了予定)

郵送

区ホームページから取り出せます

3年1月29日(必着)まで

### 活動を守る取り組み (文化・芸術活動事業者向け)



#### 杉並区新しい芸術鑑賞様式助成金

3密を防ぐ等の新型コロナウイルス感染症対策を講じて区内で実施する文化・芸術活動事業に対し、事業に係る経費の一部を助成します。

以下のいずれかに該当する方

①区内在住の個人、または区内に活動拠点がある団体で、平成31年4月1日~令和2年6月17日に区内外で広く一般公衆に観賞させることを目的とした公演や展示会等の事業実績があること

②住所や活動拠点がどこかを問わず、個人または団体で平成31年4月1日~令和2年6月17日に区内で広く一般公衆に観賞させることを目的とした公演や展示会等の事業実績があること

1事業当たり上限30万円  
第1期300件程度(第2期で300件程度を予定)  
※同一申請者による複数の申請不可。

郵送・Eメール

区ホームページから取り出せます

第1期=7月31日(必着)まで ※第2期は10月頃開始予定

2面に続く

Contents — 主な記事 —

8 | 図書館 7月の行事 12 | すぎなみ地域大学 8~9月開講講座の受講生を募集します

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 | ☎ 3312-2111(代表) FAX 3312-9911(広報課直通) | 🌐 区ホームページ: <https://www.city.suginami.tokyo.jp/> | 📰 発行: 杉並区 | 📝 編集: 広報課



皆さんにお知らせ

7月5日(日)は東京都知事選挙の投票日です。忘れずに投票しましょう!

広報すぎなみは月2回(1・15日)発行。新聞折り込みのほか、区の施設・駅・コンビニエンスストアなどの広報スタンドに設置しています。

1面の続き

## その他の支援

## 中小事業者支援

## ■店舗家賃助成金……………1億7500万円

国の持続化給付金の対象となる中小事業者が営む区内の店舗の家賃負担軽減を図るため、家賃減額を実施したオーナーに、減額した家賃の一部を助成します。

## ■廃業経費補助金……………900万円

新型コロナウイルス感染症の影響により廃業した個人事業者等に、廃業後に発生する区内の店舗の家賃相当分の費用を補助します。

…………… いずれも ……………

☎ 産業振興センター家賃助成担当 ☎5347-9135

上記2事業の詳細は、3面へ

## ひとり親世帯への臨時特別給付金支給事業

## ■児童育成手当・児童扶養手当受給世帯等への給付金……………5億56万8000円

子育て負担の増加や収入の減少等の影響を受けているひとり親世帯を支援するため、国のひとり親世帯臨時特別給付金を支給するとともに、区独自の給付金支給事業を実施します。

☎ 子ども家庭部管理課子ども医療・手当係

詳細は、3面へ

## 生活困窮者等自立促進支援事業

## ●住居確保給付金

……………7億7268万3000円

生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金を支給します。

☎ 在宅医療・生活支援センター生活自立支援担当 ☎3393-0737

## 特別支援教育

## ●済美養護学校スクールバス増便に係る経費

……………792万円

通学時の乗車率を緩和するために、バスを増便し、児童・生徒の安全確保を図ります。

☎ 特別支援教育課計画係 ☎5929-9481

## 会計年度任用職員(短時間)人件費

## ●スクール・サポート・スタッフの追加配置に係る報酬

……………1256万円

学校再開に伴う教員の負担軽減を目的として、事務補助を行うスクール・サポート・スタッフの配置を拡大します。

☎ 教育人事企画課人事企画担当

## 防災施設整備

## ■震災救援所等に配備する新型コロナウイルス対策物品(テント型プライベートルーム)の購入

……………1077万2000円

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、体調不良者などの個室空間を確保するテント型プライベートルームを、震災救援所および水害避難所に配備します。

☎ 防災課

## 公園事業

## ■区立公園等の見守り事業に係る委託費

……………3505万円

区立公園等における感染予防策として、休業により失業した者等の人材を活用し、ソーシャルディスタンスの確保など区立公園等の適正利用を促す見守り事業を実施します。

☎ みどり公園課

## 小中学校就学諸援助

## ■学校臨時休業期間中の就学援助認定者への昼食代支援

……………6012万9000円

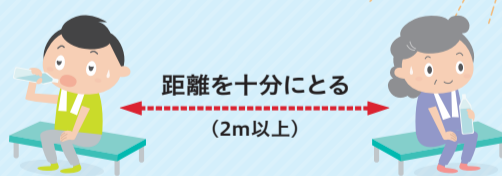
低所得世帯の児童・生徒を支援するため、就学援助認定者に対し、区立小中学校臨時休業期間中の昼食代に要する経費を補助します。

☎ 学務課就学奨励担当

## 「新しい生活様式」における熱中症予防行動

## マスクは適宜外しましょう

- 気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- 屋外で人と十分な距離(2m以上)を確保できる場合には、マスクを外す
- マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクを外して休憩を



高齢者、障害者、子どもの皆さんは熱中症にかかりやすいので十分に注意してください。3密(密集、密接、密閉)を避けつつ、周囲の方からも積極的な声掛けをお願いします。

出典：厚生労働省ホームページ

## 清掃現場からのお知らせ

ごみ・資源収集の現場では、これからの季節、熱中症にかかる恐れがあるため、人と十分な距離が確保できる場合には、収集職員がマスクを着用せずに作業を行うことがあります。

ご理解をいただきますよう、よろしくお祈いします!



☎ ごみ減量対策課、杉並清掃事務所 ☎3392-7281

## 新型コロナウイルス | 次の症状がある方はご相談ください

- 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある
- 重症化しやすい方\*で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている

\*高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差があります。強い症状と思う場合にはすぐにご相談ください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。

杉並区帰国者・接触者電話相談センター  
☎3391-1299 (平日午前9時～午後5時)

新型コロナ受診相談窓口  
(帰国者・接触者電話相談センター)

☎5320-4592

(平日午後5時～翌日午前9時。土・日曜日、祝日は終日)